公益財団法人 尼崎環境財団 内部統制基本方針

令和５年７月２６日

公益財団法人尼崎環境財団（以下「財団」という。）は、環境の保全及び公衆衛生の確保を図り、もって住民の生活環境の向上と福祉の増進に寄与することを目的とし、信頼される業務を行うとともに、その使命達成に向けて全力で取り組みます。

その取り組みにおいて、すべての役員、職員は財団業務の公共性を認識し、次の行動規範が具体的行動と意思決定に生かされるよう不断の努力と自己規律に努めます。

＜行動規範＞

１　法令等の遵守

・ 法令、就業規則に定める服務規律を遵守し、職員が守るべきルールの徹底を心がけ、誠実にその業務を遂行します。

（取組み）

・ 業務での不正、パワハラやセクハラなどの職場環境を脅かす問題があれば速やかに総務係、事務局長に申し出てください。財団は、通報者等の秘密保持、保護を図りながら潜在的なリスク等の早期検知、業務・手続や職場環境等の改善に努めます。

２　公正な事業活動の推進

・ 常に公正かつ誠実な事業運営を基本として、事業活動を推進します。
・ 安全、安心の確保を最優先に良好な市民サービスの提供に努め、事業活動を通じて生活環境の向上と福祉の増進に寄与します。

（取組み）

・ 財団が行う事業活動の透明性を確保するため、事業状況、財務状況などの情報をホームページなど積極的に公開し、社会的信用の維持・向上に努めます。
・ 関係所管課、理事、評議員、監事と良好で密接なコミュニケーションを図り、指摘やご意見等に真摯に向き合い、より公正、効率的な運営に努めます。

３　能力を最大限発揮した、活力ある組織づくり

・ 職員の規範意識やモチベーションの向上を図り、安易な前例踏襲ではなく、職員一人ひとりが自律的に考え、チャレンジ精神と最善のチームワークにより、最大の成果を発揮します。

（取組み）

・ この行動規範が目指すのは、活力のある働きやすい職場づくりです。疑問や、改善案があれば、まずは総務係、事務局長に申し出てください。財団は、職員一人ひとりの不断の努力により公正、効率的な運営を行い、日々の業務に取り組む環境づくりに組織として積極的に努めます。

以　上